

平成24年第1回臨時会

御宿町議会会議録

平成24年 8月30日 開会

平成24年 8月30日 閉会

御 宿 町 議 会

平成24年御宿町議会第1回臨時会議録目次

招集告示	1
------	---

第 1 号 (8月30日)

議事日程	2
------	---

本日の会議に付した事件	2
-------------	---

出席議員	2
------	---

欠席議員	2
------	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
--------------------------------	---

事務局職員出席者	3
----------	---

開会の宣告	4
-------	---

町長あいさつ	4
--------	---

会議録署名人の指名について	5
---------------	---

会期の決定について	5
-----------	---

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
----------------------	---

閉会の宣告	21
-------	----

署名議員	23
------	----

御宿町告示第40号

平成24年御宿町議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

平成24年 8月30日

御宿町長 石 田 義 廣

記

1. 期 日 平成24年 8月30日

2. 場 所 御宿町役場議場

3. 付議事件

- (1) 一般財団法人中央国際学園準備財団との基本合意及び合意の締結
について

平成24年第1回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成24年 8月30日（木曜日）午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1号 一般財団法人中央国際学園設立準備財団との基本合意及び
合意の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
7番	大地達夫君	8番	小川征君
9番	瀧口義雄君	11番	貝塚嘉軼君
12番	白鳥時忠君		

欠席議員（10番 滝口一浩君）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	渡辺晴久君
建設環境課長	佐藤昭夫君	税務住民課長	大竹伸弘君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	米本清司君

欠席者（なし）

事務局職員出席者

事務局長	岩瀬由紀夫君	係長	市東秀一君
------	--------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、こんにちは。

本日、平成24年御宿町議会第1回臨時会が招集されました。

議員の皆様には、ご多用のところご出席をいただきましてご苦労さまです。

本臨時会の日程につきましては、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりです。

10番、滝口一浩君から欠席届が提出されました。

本日の出席議員は11人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成24年御宿町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だよりの編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定願います。

(午後 1時30分)

◎町長あいさつ

○議長（中村俊六郎君） 日程に先立ちまして、石田町長より、あいさつとあわせて提案理由の説明があります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 本日、ここに平成24年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会では、御宿町議会の議決すべき条例第2条、第15項の規定によりまして、中央国際学園への旧御宿高校跡地への一部の長期貸付に伴う、学園側との基本合意及び合意の締結について、ご審議いただくことといたしました。

この事業は、平成13年度に策定いたしました御宿町基本構想の目標である、自然の恵みを継承し、心安らぎ未来へ躍動する夢多き町づくりの実現のために、地域活性化と町有財産の有効利用の手段としての事業であると認識しており、是非議会のご理解をいただきたく、ご提案申しあげるしだいでございます。

議案につきましては、担当課長より説明申し上げますので、十分なるご審議を賜りまして、ご議決をいただけますようお願いを申し上げます。

◎会議録署名人の指名について

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。12番、白鳥時忠君、1番、大野吉弘君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日とすることに決しました。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第 3、議案第 1 号 一般財団法人中央国際学園設立準備財団との基本合意及び合意の締結についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第 1 号 一般財団法人中央国際学園設立準備財団との基本合意及び合意の締結についてご説明申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 課長。ちょっと待って、暑いようですので、上着を脱いでご審議ください。失礼しました。木原課長続けてください。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第 1 号 一般財団法人中央国際学園設立準備財団との基本合意及び合意の締結についてご説明申し上げます。

一般財団法人中央国際学園設立準備財団との基本合意及び合意を締結するため、御宿町議会の議決すべき事件に関する条例、第 2 条、第 1 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

最初に基本合意書について、ご説明をいたします。1 ページをご覧ください。条文を読み上げさせていただきます。御宿町（以下「甲」という。）と一般財団法人中央国際学園設立準備財団（以下「乙」という。）は、乙が甲から千葉県夷隅郡御宿町所在の校舎を賃借し、学校法人による学校の設立、運営等を行うにあたり、以下のとおり合意し、本基本合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

第 1 条は、賃貸借契約の締結に関する規定で、第 1 項といたしまして、甲と乙は、乙が平成 2 5 年 1 0 月を目処として学校を開設するにあたり、別紙普通財産賃貸借契約書（以下「本賃貸借契約」という。）を締結することに合意する。

第 2 項として、甲と乙は本件賃貸借契約の内容を変更する場合には、別途、協議の上、書面によりこれを行わなければならない。とするものでございます。

第 2 条は、本賃貸部分の利用等に関する規定でございまして、乙は、本件賃貸借契約を締結するまでの間、本件賃貸借契約の別紙 1 の 1 「甲の所有する不動産」に記載された土

地及び建物のうち、別紙1の2「本契約の賃貸借範囲」記載の特別教室棟及びグラウンドにかかる土地及び建物（以下「本賃貸部分」という。）において、以下の各事項を行うことができる。とするものでございます。

第1号としまして、学校開設の準備を行うために必要な範囲及び方法で、本賃貸部分を利用すること。第2号としまして、予め甲の書面による承認をもって、本件賃貸借契約の目的のために、乙の負担により本賃貸部分に造作、設備等を新設、付加、変更し、または本賃貸部分を改造（以下「造作の設置等」という。）すること。ただし、この場合、乙は甲に対し、予め書面により造作の設置等に係る仕様を明らかにしなければならない。第3号としまして、前2号に必要な範囲で、本件賃貸契約の別紙1の1「甲の所有する不動産」から本賃貸部分を除いた部分を利用すること。なお、その範囲及び条件については、別途、協議により定める。とするものでございます。

第3条は処分の禁止についての規定でございまして、乙は、本賃貸部分の全部又は一部を第三者に譲渡し、賃貸、地上権の設定、その他の供給施設利用権を設定し、又は担保権の設定をする等一切の処分をしてはならない。とするものでございます。

2ページに移りまして、第4条は承継についての規定で、甲は、乙が本件賃貸借契約の目的にかかる学校法人（以下「本学校法人」とする。）を設立した場合には乙が本合意書に基づく乙の契約上の地位を本学校法人に甲と再度協議のうえ承継できるものとする。とするものでございます。

第5条につきましては、町及び町民の使用についての規定でございまして、第1項として、御宿町に災害が発生した時は、本賃貸借部分を避難施設として利用することができる。という規定と、第2項といたしまして、乙は、その業務に支障をきたさない範囲で、本賃貸部分の一部について、町民に開放し利用させるものとする。第3項といたしまして、前項に定める事項については甲乙協議の上別に要綱を定める。とするものでございます。

第6条は損害賠償責任についての規定で、第1項は甲は乙が本合意書に定める義務を履行しないことにより、損害を受けたときはその損害の賠償を請求することができる。と規定するものでございます。第2項は、乙の故意または過失により本賃貸部分に関し第三者

に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償する。と規定するものでございます。

第7条は、契約期間について規定するもので、本合意書は、甲及び乙（又は学校法人）が本件賃貸借契約を締結した時に終了する。というものでございます。

第8条は、中途解約についての規定で、乙は、本件賃貸借契約の目的を達することができないやむを得ない事由がある場合には、本合意書を解除することができる。とするものでございます。

第9条は、解除について規定するもので、甲は乙が次の各号の一に該当する事由の存するときは、何らの催告なしに本合意書を解除することができる。とし、第1号として、差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てがなされたとき。第2号として、破産手続開始、民事再生手続開始等その他倒産手続の申立てがあったとき。第3号として、前2号に定めるほか、乙の信用状態に著しい変化があったとき。第4号として、その他前各号に準ずる行為があったとき。を規定するものです。第2項につきましては、乙は、甲が本合意書に違反した場合は何らの催告なしに本合意書を解除することができる。とするものでございます。3ページに移りまして、第3項といたしまして、甲及び乙は、前二項の規定により本合意書を解除した場合であっても相手方に対する損害賠償の請求をすることができるとするものでございます。

第10条は、撤去についての規定でございまして、前2条その他の事由により本件賃貸借契約が締結されないまま本合意書が終了した場合、乙は第2条2号に基づき設置した造作等及び損壊した部分につき、乙の負担によりこれを撤去及び修復しなければならない。この場合において、乙は財産権を無償放棄するものとするものでございます。

第11条は、地域振興への協力についての規定でございまして、乙は学校開校の準備にあたり、できる限り町の振興・発展に寄与するものとするものでございます。

第12条は、重要事項の変更について規定で、乙に、住所、名称、代表者その他重要な事項に変更があったときは、遅滞なく書面をもって甲に通知するものとするものでございます。

第13条は、裁判管轄、準拠法についての規定で、第1項として、本合意書に関し、甲及び乙の間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所及び千葉県地方裁判所を第一審の専属

的合意管轄裁判所とするものでございます。第2項として、本合意書は準拠法を日本法とするものでございます。

第14条は、誠実協議についての規定でございまして、本合意書に定めのない事項又は本合意書の解釈に関し疑義が発生した場合には、本合意書の当事者は互いに誠実に協議を行い、その対応を決定するものとしてございます。

本合意書の成立を証とするため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとしてございます。

続きまして、合意書についてご説明申し上げます。

合意書をご覧いただきたいと思います。条文を読み上げさせていただきます。

御宿町（以下「甲」という。）と一般財団法人中央国際学園設立準備財団（以下「乙」という。）は、甲が千葉県夷隅郡御宿町に所有する特別教室棟及びグラウンドにかかる賃貸借契約（「本件賃貸借契約」という。）を締結するにあたり、以下の点を合意し、本合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

第1条といたしまして、1項は、乙は学校の設立及び運営にあたり、地域への社会貢献と併せ地域振興に可能な限り配慮するものとする。という規定でございます。

第2項といたしまして、甲は乙の学校の設立及び継続的な運営に協力するものとする。という規定でございます。

第3項といたしまして、乙が本件賃貸借契約の目的にかかる学校法人の設立、運営等を行うために手続きをとる必要が生じた場合（千葉県私立学校審議会から求められた場合）には、甲は、乙の求めにより、協議して当該手続きを行うこととする。という規定でございます。

第2条は、本合意書に定めのない事項又は本合意書の解釈に疑義が発生した場合は、本合意書の当事者は互いに誠実に協議を行い、その対応を決定する。という規定でございます。本合意書の成立を証するため、本書2通作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。とするものとしてございます。

以上のとおりでございます。なお、添付資料といたしまして、普通財産賃貸借契約書（案）、

スクーリングに関する合意書（案）、利用協定書（案）を添付しておりますが、説明については省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

5点ほどまとめて聞きたいと思います。今、議案として提出されております、基本合意、あるいは合意、議案ですね、残り3点の普通財産賃貸契約書、スクーリングに関する合意書、利用協定書、これについて弁護士の検証、監修を受けたのか、受けたとしたらどういう回答があったのか、これはどこの事務所のどういう弁護士なのか、相談はどのくらい行ったのか、それに対してどのくらいの経費がかかったのか、この5点に関して、不備、瑕疵がないと理解しているのか、御宿町に不利益な条項はないという認識でいいのか、とりあえずまとめて5つ。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） まず第1点目にですね、合意書、利用協定書を含めて5点、弁護士の監修、検証は受けたのかという質問でございます。今回、旧御宿高校の学校誘致に関しまして、基本合意書、普通財産賃貸契約書、スクーリングに関する合意書、合意書、利用協定書につきまして、町の顧問弁護士に指導をいただいております、弁護士から特にですね、今回の賃貸借契約書について議会からのご意見もございましたが、賃貸借の登記の問題や公用部分の明渡し等について弁護士に相談いたしました。弁護士から特にトラブルが発生した場合等を想定し、町側が対応できる賃貸借の基本条項について、確認をその都度いただいております。特に賃貸借の設定は法律上可能であるかと、行政は一般的に民間団体に登記させることが良いのか、また、公用部分について事故やトラブルが発生した際、責任の所在を明確にするため管理や範囲を明確にすることなどを含めて全般的な指導を受けております。この弁護士については町の顧問弁護士、千葉市にあります伊藤総合法律事務所の伊藤弁護士でございます。直接面談してご相談申し上げたのは3回、メール、電話、FAX等でその都度14回程度相談しております。経費については町の顧問

弁護士委託、年間顧問弁護士委託の範囲で相談を受けていただきまして、今回この件に関する相談料は発生しておりません。また、御宿町に不利益な条項はないと認識してよいのかというご質問ですが、基本合意書、普通財産賃貸借契約書、スクーリングに関する合意書、合意書、利用協定書については、議会のご意見も踏まえまして、不備箇所がないよう、また、議会の意見を含めて進めてまいりました。現在、町にとって不利益がないという事を前提に協議を進めてまいりましたので、そういう判断でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

ほぼ、その、契約としては完璧だという答弁でございます。こういうなかで、こういう一大事業を行うという時には、一つの課と一人の課長ではなくて、チームを組んで今後こういう事態の時は取り組んでいただきたいという一つの要望でございますけれど、大変その関係者、課長含めて大変苦勞したと、連日調整していたと、また、期限が迫っているなかで、大変苦しい思いをしたという事も聞いております。そういうなかで、プロジェクトとかそういうチームをこういう場合は作った方が賢明ではないかという提案を一つしておきます。それと、先ほどの町長の所信の表明のなかで、教育という言葉がでておりましたので、教育長と教育課長にお聞きしますが、御宿町教育委員会として、どのように考えておられるのかと、また、この件に関して協議したのか、したならその内容を、また、今後、この学園に対して、どのようなスタンスで、連携、協力を含めて望んでいくのかと、とりあえず教育長お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） それでは、今、瀧口義雄議員から質問された事についてお答えしたいと思います。まず1点目の御宿町教育委員会として、どのような考えをしているのかという事につきましては、町には小中学校のみがあるわけですが、教育施設として学校が誘致されることはよい事だと思っております。これが第1点目です。

2点目に、協議したのか、協議していないのかという内容につきましては、私学という事で協議はしていませんが、2011年11月の説明会へ出席し、その後、経過報告に

つきましては、課長会議等でいろいろな事について確認をしている状況でございます。

3点目、今後、学園に対してどのようなスタンスで協力を望むのかという事につきましては、公立学校で何ができるか確認する必要があると考えております。それと、生涯学習センターの地域活性化について、特に当該校でも予定があると考えておりますので、例えばグラウンドでできるスポーツ、あるいはキャリア教育などにつきまして、協力がなされようかというふうに考えております。以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

あと、教育課長に社会教育の観点から、この誘致をどのように認識しているのかと、また、どのように対応していくのかと、また、学校教育の現状を鑑みて小中学校に対して周知、また、活動連携を考えているのかと、それともう1点。課長の立場でプラス面は何かと、具体的に挙げて欲しい。また、マイナス面があるとしたら、どういうものか。あったらそれに対してどういう対応をしていくのか、以上です。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） はい。社会教育の視点から、この誘致をどう認識し、対応するのかというご質問ですが、中央国際学園では、住民、行政との連携をはかるため、設立後、生涯学習プログラム等の実施を計画していると伺っておりまして、計画が実施されれば、社会教育の機会が増え、また、分野的にも新たな広がりができると考えております。また、町で行う生涯教育の講座や教室の開設、運営につきましても、必要があれば、施設や人材面で極力協力をいただけるよう配慮を要望してまいりたいと考えております。

御宿町の学校教育の現状を鑑み、小中に対しての周知、活動連携を考えているのかという事でございますが、公立学校の小中学校と私立の高校との活動連携につきましては、年齢構成も経営方式も異なりますので、今後、中央国際学園の運営状況を踏まえたなかで、連携の可能性を検討してまいりたいと考えております。

周知につきましては、広報等で周知されることと思いますが、新たな学校が開校されるということは学校等を通じて周知していければと考えております。

課長の立場でのプラス面とマイナス面という事ですが、先ほども申しましたが、学園主催の生涯学習講座などが開かれる事や町が必要とする社会教育の講座や教室の運営に人材面や施設面にご協力いただければ、社会教育の振興につながる事が、プラス面と考えております。マイナス面につきましては、誘致が町の教育面に対して直接支障となるという事は今のところ想定はしておりません。以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

藤原課長にお聞きしますが、企業、産業を所管する立場として、学園の誘致をどのようにとらえているかと、御宿町の産業についてどのような影響、効果、プラス面、マイナス面含めて、それともう1点は、今後の御宿の業界に対する指導、協力体制はあり得るのかという3点。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 先ず企業、産業の視点から学園の誘致についてどのように考えているのかという事でございますが、御宿町で実施する予定のスクーリングの内容がまだ不明確であります。先に提案いただいた企画書に基づきお答えいたしますが、先ず学園の誘致がなければ見込むことのできない交流人口があり、在籍している生徒が定期的に行われるスクーリングの経費や維持管理費によって、関係する産業の年間予定や入込数などが見込める事によって経営の安定がはかられるものと考えます。

2点目として、御宿町の産業にどのような影響、効果があるかというご質問ですが、6月の夏季海水浴期間前、また、おんじゅく伊勢えび祭り終了後の11月の観光客の一番少ない時期に予定されているスクーリングによって、交流人口の増加がはかられ、企業から企画、提案されている金額では、現在のところ宿泊料1人あたり1泊2食付5,000円、昼食代1人あたり500円、林間学習費用1人あたり30,000円、体験学習費用の実費分が見込まれ、経済効果として想定される金額は、宿泊が2回に分けて6泊8日の5,400万円、昼食代が8日間で720万円、林間学習費用として200名参加で試算すると600万円や今後具体的に協議する体験学習費用や草刈り等の維持管理費、また、地

元商店での消費等を考えると、先の議員協議会でも企画財政課長からお話がありました
が、1億円程度の年間経済効果があると推定します。また、中央学園の生徒が関係施設で
受けることによって、金額でははかりしれない、町民が脈々と受け継いでいる、あたたか
い心、御宿の人を救助する精神が受け入れられる施設全体で行うことによって、御宿町の
新たなイメージアップがはかれるとともにあたたかい心に触れた生徒たちが、毎年無事
に卒業すれば600人程度が、こういった方々が社会で活躍すると生徒たちが将来、御宿
町のPRを行う、宣伝効果があるということも期待されると考えております。

3点目の今後の町の業界に対する指導、協力体制についてですが、現在、基本合意書に
至っていないため、企業と具体的な協議に入っていませんが、正式に決定すれば企業側と
十分な打ち合わせを行い、書面等によって、町全体の関係する団体に対して協力要請をは
かり、また、各条件ごとに公平に募集を行い、協力体制を構築したいと考えております。
以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

最後に町長にお伺いしますけど、3点あるんですけど、先ずこの件に関して、政策遂
行上にこれをどう位置付けるのかと、今、策定中の総合計画10カ年のもの、アクション
プラン5カ年にどう組み入れて行くのかと、それと、前回大野議員から新しい提案があり
ました、子ども基金について。まだ、何も決まっていない状況ですけど、その辺につい
ての町長の所感があつたら、この3点について。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 1点目、2点目について、あわせてお答えをさせていただきます
が、私は通信高校の誘致につきましては、平成13年に策定いたしました基本構想の目的、
「自然の恵みを継承し、心やすらぎ未来へ躍動する夢多きまちづくり」に合致する事業と
考えております。教育の振興という観点からは、不登校児などの問題を抱える若者への教
育の場を提供することにより、本通信制高校の教育プログラムのなかで、社会体験やスポ
ーツ、レクリエーションを通じて、現代社会や国際人として通用する若者育成は、海と山

など様々な美しい自然を有する御宿町だからこそできることと考えております。また、地域住民の生涯教育振興にも寄与されるものと考えております。産業振興という観点からは、本授業のスクーリングや林間学校では、宿泊による体験学習など、授業に組み入れております。宿泊による観光業の振興、農業、漁業の社会体験学習による産業の振興などが期待されるところであります。また、中央国際学園による学校運営が開始されますと、あらゆる宣伝媒体などを使っての御宿町本校の紹介がなされます。産業振興、更には雇用促進、定住化促進への貢献も期待される事業であると考えております。現在策定中の総合計画につきましても、議会の議決をいただき次第、位置づけをしまいたいと考えております。

また、3点目のご質問でございますが、新たな提案の子ども基金という事につきましては、旧御宿高校は申し上げるまでもなく、県立高校の学び舎であったわけであり、そこで得た賃料につきましては、子育て支援、教育事業の財源とすることは大変有意義であり、町民はもとより県立高校移転に関わってきました先人への想いにこたえる事ができるものと考えております。今後早急にこのことについては検討をしまいたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

子ども基金については、そういう方向での基金条例の制定まで考えているという事ですけど、大変素晴らしい提案だと思っています。もし、この議案が可決されるなら、議員、また、一般の人に意見、提言を聞くような場所を設けていただきたいと、それと、再度ですけど、これだけの事業をやるのに課だけで、木原課長のところだけではなくて、役場全体のなかでチームを作って、今後こういう事に対処していただきたいと、以上です。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） はい。いろいろご意見、ご指摘ありがとうございました。ご指摘いただきました点については、十分にこれから検討に入って、行っていききたいと思います。以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ございませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

町長、所信のなかで申しあげられましたが、これから御宿町、本当に長くにわたって、町づくりの一つの柱になるべきものに、なるべきものであるというふうな認識を私も思っております。先ほどいくつか議論をしておりましたが、町長ご自身の中で第3次総合計画の基本理念、いわゆる、今もおっしゃいましたが、自然の恵みを継承し、心やすらぎ未来へ躍動する夢多きまちづくりと、その目的にかなう事業選定をしたということであろうかと思えます。一つお伺いをしたいのがですね、本来であればそういう文言がこの冒頭部分に、要するに理念の共有というふうに一般的にはいわれると思えますけれども、書かれることがベストであろうと私はそういうふうにするのですけれども、本当に、今日、この時間ですね、1時30分ですか、ものすごい時間をかけて、ここまで至ったという経過がありますので、計画そのものもやっぱり民主主義であるというふうにもある程度理解はしておりますので、尊重したいと思えます。で、それならばですね、この文言の担保というもののはどのようにはかれるのかという事についてご確認したいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 前にも申し上げましたが、中央国際学園の誘致につきまして、人生の初期におきまして、つまずいた子どもたちを何とかして、この御宿町の自然を活用しながら、再生といいますか、将来大きく成長していただきたいという一つの願いがございます。そういうことが、今、石井議員がご指摘いただきました、この基本計画の理念であります、自然の恵みを継承し、心やすらぎ未来へ躍動する夢多きまちづくりにつながっていくものと考えております。

今、ご指摘の点につきましては、中央国際学園側によく理解と言うか、認識をいただきまして、御宿町と共に実践のなかで確認し合い実施していきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

一般民間企業が民地を使って行う事業ではないということなんですよ。これは、公共

の公共施設や、要するに町民の財産を使って行う事業だと、いうところが今回の事業の大きな違いだと思うんですね。でありますから、当然ですね、町づくりについてですね、今、私が申し上げました、町長ご自身もおっしゃりましたけれども、いわゆる第3次総合計画の理念、実現のために相互が協力し合い実現のために力を尽くすという事です。そのための事業体を御宿町は誘致をしたし、その実現のために、しかもその2年というのはこの間、ずっと事業者の方にも伺っておりますけれども、まさしく事業者の事業目的に合致していると私も理解しているんですね、で、例えばこういう説明をいただいております。

この御宿町の優れた自然環境を生かした、要するに体験教育をしたいんだと、今進んでいるのはいわゆる人の痛みを知らないそういう子どもたちが大人になっていくと、ここに大きな問題点があるという事を報道、マスコミのなかでも有識者の多くの方々が言っています。何が大切かといったら体験ですよ、人と人のつながりなんです。それが今、教育に求められている、いわゆる一言でいえば、全人格教育なんだと思うんですね。まさに御宿町にはそれがある。しかも、メキシコやスペインやドイツ、そういう世界とも結びついていく町じゃないですか、海もある山もある、それは私たちの先輩の方々が汗水たらして作り上げてきたもの、400年の昔から永遠と築き上げてきたもの、そういう町づくりを私達はずっとやってきたわけですよ。その御宿で教育実践をしたいという企業を私達は迎えるわけですよ。目的が合致しているんじゃないですか。こちらからお願いする話でもないですよ。御宿町の理念に合致したから来ている。私はそう思うんですね。

この間も様々な企業体が来ておりますけれども、まさにそのなかで、一体になって、例えばこのすぐそばの開発ですけれども、これも4者協定というなかでですね、きちんと理念を共有して、企業活動をされているわけですよ。それはだからそういうものがあるから、話し合う余地ができるわけじゃないですか。で、この企業の選定、まだ私もよくわかりませんが、言葉だけの説明ですから、そういうところはきちんと進める。それから、その担保ですね、町づくりに本当に寄与していただけるのか、合致しているのかどうかという事を今後どうされるのかということですね、もう一度聞きたいと思います。

もう一度すいません。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 前回の会議でしたでしょうか、申し上げましたが、今、まさに石井議員さんご指摘の全人格教育とおっしゃいましたが、まさに御宿町、私どもが考えることと、中央国際学園が考えている主旨、目的は、私は合致していると考えております。そういうなかで、今、ご意見いただきましたが、この海と山の自然と、また、400年前の歴史に見る我々の祖先が残した、偉業、その精神、また文教の町といわれる五倫文庫に象徴される教育の町であること。こういった文化的な財産を含めて、また、今申し上げました自然的背景も含めてですね、こういう多くのバックグラウンドがあって、全人格の教育がなされると確信するわけでございまして、そういう事で、非常にこれは御宿町及び御宿町民の将来にとって大事な事であると、そのような認識のなかで、この事業の導入をお願いするわけでございます。この事業を導入させていただいて、実施すること自体が、まさに夢多きまちづくりに私はつながると考えている次第でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

もう1点確認をしたいんですが、教育長おられますのでですね、義務教育でございまして、この間もNHKでいわゆるいじめの問題だとか、たくさん報道されておりました。学びたいのに学校に行けない、そういう状況が残念ながらできているのも全国的には実態であろうと思うし、そういう子どもたちが残念ながら増えているのも実態であろうと思います。やっぱり、教育を司る町の最高責任者として、できればこの場でご決意をいただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） 一番大事なことは、やはり、いつでも信頼される学校づくり、それに言葉は尽きると思いますが、具体的には体験活動やボランティア活動等を通して先ほどおっしゃられました人間形成、あるいは人格の形成とか、その基礎づくりをしていく事が今一番大事であって、子どもたちから信頼を得られるというような事で、御宿町の教育もそれに沿っていきたいなと思っています。以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

具体的なお話をされましたが、是非一人でもですね、落ちこぼれをさせないという決意と責任をもってですね、思考していただければと思います。以上です。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。先ず反対の方の発言を許します。

ありませんか。ないようですので次に賛成の方の発言を許します。

1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。

本案に対する賛成という立場で討論させていただきたいと思います。

先日、議会で申し上げましたとおり、旧御宿高校跡地は、教育に関わる多くの先人たちの思いが、積み重なった所だと理解しています。これまで、この問題は土地などを貸して、経済効果などの件が先行し、契約書など、大事な準備や説明、手続きなどに不備があったと思います。また、旧御宿高校の不動産価値は、誰しもがわかっているなかで、土地については約4,900坪を年間賃料176万9,040円、月換算に直すと、坪約30円とか、企業側が巨額な初期投資をするなど、また、評価基準を示されても、いろいろ説明されても、今一つよくわからない、すっきりしないような状況が何度も続いたように思います。また、財政や損得の話が先行したような形だったようにも感じています。

私達は、教育施設に教育関係の企業を誘致しようとしながら、大切なことを少し忘れていたような感じがします。

御宿は、先人に学ぶ五倫校の精神があります。そして、私達の先祖が残した偉業である400年前の史実、サン・フランシスコ号の乗組員を村民総出で危険をかえりみず、大勢の異邦人を救助した心意気、魂は、今も私達の心のなかに受け継がれているのではないで

しょうか。

さて、通信高校誘致にあたり思う事は、現代社会の荒波にのまれ、遭難しかけている子どもたちが、本当に大勢いる現実のなかで、御宿はそれを見過ごしていいのでしょうか、大津市の事件をはじめ、連日のようにいじめに関する報道がなされている今日、複雑化する社会情勢、社会構造のなかで青少年たちはまさに漂流しているように見えます。

文科省の平成20年度の公表指数では、不登校児童、生徒は合わせて10数万人というように、苦しみを抱え多くの子供たちが救いを求めています。

今、ここで、思いおこして欲しいと思います。400年前の心意気、魂を、いじめにあっている子、不登校の子、事情があって学校を断念した子、このような子どもたちへ中央国際学園とともに、少し手を差し伸べることができないでしょうか。

御宿だったら出来るのではないのでしょうか。御宿の素晴らしい厚い人情、豊かな海や里山をおもいきり使ってもらって、大事な子どもたちが、明日の希望に向かって、歩みだしていける環境を、学び舎を作り出していきたいと思います。

私はきっと、その子たちが日本の将来を、御宿で生まれ育った子どもたちとともに、立派に頑張ってくれるんじゃないかと信じています。

町長の言うように、子は町の宝、ならば、ともに頑張ろうではありませんか、数回にわたる学園の説明は確かに足りない部分もありましたが、先日、真剣に訴える斉藤氏のその言葉に嘘はないと感じました。私だけでなく、皆さんも感じたのではないのでしょうか。

基本合意書締結を前提としたなかで、どうしたら御宿にとって有意義なプロジェクトに発展、育てることができるのか、というような議論を重ねていこうではありませんか。

あらためて一つ、提案させていただきたいと思います。混迷する経済状況下、町民の家計は長期にわたり厳しい状態です。社会情勢の悪いなか、少子化のなか、家庭や子どもたちの希望の道をつくる事が町民、町長、議員の仕事でもあろうかと思っています。

政治は明日を切り開く事ができると信じています。中央国際学園からの賃借料は40年以上の恒久的財源になります。なんとか、御宿の子どもたちの育成、意思を持った、御宿っ子の育成の原資として使う事ができないのでしょうか、それができれば、本当に生きたお

金になると思います。

御宿には、昭和の時代の五倫の精神があります。平成の世に新しい1ページを作り出すにはありませんか、大きな夢や希望を抱ける子どもたちを、御宿で育成し、世界に羽ばたいて行ってもらいたいと思います。そのためにも、学園を誘致し、共に次世代を見据え、子どもたちの育成に取り組んでいきたいと考えます。以上です。

○議長（中村俊六郎君） 他に討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 討論を打ち切ります。

これより議案第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第1号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（中村俊六郎君） 起立多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上で、今臨時会の日程はすべて終了いたしました。

ここで石田町長より、あいさつがあります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 平成24年第1回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の臨時会は、「一般財団法人中央国際学園設立準備財団との基本合意及び合意の締結」についてご審議いただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましてご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

本件につきましては、8月7日の議員協議会より、時節柄大変お忙しいにもかかわらず、

度重なる会議にご参集、ご審議いただきました。心からお礼申し上げます。

この度のご議決を受け、いよいよ本事業がスタートいたしますが、円滑に開校まで至ることができますよう、今後も議員の皆様方には、よろしくご指導、ご協力のほど、お願い申し上げます。

間もなく9月を迎えようとしておりますが、まだまだ暑い日が続くようでございますので、健康には十分ご留意されご活躍されますよう、お祈り申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） 議員各位には、慎重審議をいただきましてありがとうございました。厳しい残暑が続いていますので、お体には十分ご留意ください。

以上で、平成24年御宿町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時22分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年10月22日

議 長 中 村 俊 六 郎

署 名 議 員 白 鳥 時 忠

署 名 議 員 大 野 吉 弘